



VALTES

GROUP

FOR QUALITY CONFIDENCE

証券コード 4442

第19期 定時株主総会 招集ご通知



2023年6月23日（金曜日）
午前10時

日 時



大阪府大阪市中央区平野町四丁目2番3号
オービック御堂筋ビル2階

場 所

オービックホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目次

■ 第19期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	36
■ 連結計算書類	51
■ 計算書類	53
■ 監査報告	55

決議事項

-
- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
-
- 第2号議案 定款一部変更の件
-
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
4名選任の件
-
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
-
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
-
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
の報酬額設定の件
-
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
-
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取
締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付
与のための報酬決定の件
-

バルテス株式会社

証券コード：4442
2023年6月8日

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
関電不動産西本町ビル
バルテス株式会社
代表取締役社長 田 中 真 史

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第19期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.valtes.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4442/teiji/>

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「バルテス」又は「コード」に「4442」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができます。その方法につきましては、「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2023年6月23日(金曜日) 午前10時
2. 場所 大阪府大阪市中央区平野町四丁目2番3号
オービック御堂筋ビル2階 オービックホール
(前回と同じ会場となります。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第19期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
「業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況の概要」「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」「計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表」
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、当該書面に記載されたもののほか、上記の書類も含まれております。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、冒頭に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、持株会社体制への移行を目的として、当社と当社100%出資の分割準備会社であるバルテス分割準備株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2023年10月1日を効力発生日として、当社のソフトウェアテスト事業（教育研修に係る事業及びグループ全般の運営管理事業を除く）を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、本吸収分割にかかる吸収分割契約を2023年5月22日付で締結いたしました。

本議案は、上記吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。

なお、2023年10月1日をもって、当社は、「バルテス・ホールディングス株式会社」に、承継会社は「バルテス株式会社」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

バルテス株式会社（吸収分割会社。以下「甲」という）とバルテス分割準備株式会社（吸収分割承継会社。以下「乙」という）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割について、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本効力発生日（第7条に定義する。以下同じ）をもって、甲のソフトウェアテスト事業（教育研修に係る事業及びグループ全般の運営管理事業を除く）（以下「本事業」という）に関する権利義務を分割（以下「本吸収分割」という）し、乙は、同日、これを承継する。

第2条 （商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：バルテス株式会社

（ただし、本効力発生日付で「バルテス・ホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪市西区阿波座一丁目3番15号

- (2) 吸収分割承継会社（乙）
商号：バルテス分割準備株式会社
（ただし、本効力発生日付で「バルテス株式会社」に商号変更予定）
住所：大阪市西区阿波座一丁目3番15号

第3条 （本吸収分割に際して割り当てる株式等）

乙は、本吸収分割に際して、第5条に基づき乙が承継する権利義務の対価として、乙の普通株式5,000株を新たに発行し、甲に対して全て割当交付する。

第4条 （増加すべき乙の資本金及び準備金等）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下の通りとする。

- (1) 資本金：5,000万円
- (2) 資本準備金：0円
- (3) その他資本剰余金：会社計算規則第37条に定める株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額
- (4) 利益準備金：0円
- (5) その他利益剰余金：0円

第5条 （甲から乙に承継する権利義務等）

1. 甲は、別紙1「承継権利義務明細書」のとおり、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した本事業に関する甲の資産、債務、契約その他の権利義務を本効力発生日において乙に承継する。
2. 甲から乙に承継する債務の承継方法は、重畳的債務引受とする。

第6条 （承認総会の日）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。但し、分割手続の進行に応じ、必要があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条 （効力発生日）

本吸収分割は2023年10月1日（以下「本効力発生日」という）に効力が発生するものとする。但し、分割手続の進行に応じ、必要があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第8条 （引渡し）

1. 本吸収分割に伴い乙が甲から承継する財産（以下「承継財産」という）の引渡日は、本効力発生日とする。但し、法令上の制限又は手続上の事由により必要あるときは、甲乙協議の上引渡日を変更することができる。
2. 承継財産の確認方法等、引渡しに必要な手続の詳細については、甲乙協議の上別途決定する。

第 9 条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行し、資産及び債務を管理し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、あらかじめ甲乙協議の上別途決定する。

第 10 条 (競業避止義務)

甲は、本吸収分割にかかわらず、乙が承継する本事業について、本効力発生日以降も競業避止義務を負わないものとする。

第 11 条 (変更及び解除)

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難になった場合は、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 12 条 (本契約の効力)

本契約は、本効力発生日の前日までに法令に定める株主総会又は関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 13 条 (準拠法及び管轄)

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとする。
2. 本契約に関連し発生する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項、その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙が誠実に協議の上解決するよう努めるものとする。

本契約成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、甲乙双方が電子署名を行う。この場合、電磁的記録である本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2023年5月22日

甲 大阪市西区阿波座一丁目3番15号
バルテス株式会社
代表取締役社長 田中真史

乙 大阪市西区阿波座一丁目3番15号
バルテス分割準備株式会社
代表取締役社長 田中真史

承継権利義務明細書

甲から乙へ承継する、本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務の内訳は以下のとおりとする。

1 資産

本事業に係る以下の資産とする。なお、甲乙協議の上で合意したものは承継対象に含めること及び除外することができる。

(1) 流動資産

現金及び預金、電子記録債権、売掛金、契約資産、貯蔵品、前渡金、前払費用

(2) 固定資産

工具器具備品、ソフトウェア、投資有価証券、長期前払費用、繰延税金資産

2 債務

本事業に係る以下の債務とする。なお、甲乙協議の上で合意したものは承継対象に含めること及び除外することができる。

(1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、契約負債、賞与引当金

(2) 固定負債

退職給付引当金

3 契約（雇用契約を除く）

甲が本効力発生日までに本事業に関して締結している一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、法令上等の理由により承継できないもの及び甲乙間において承継の対象から除く旨を別途合意したものを除く。

4 雇用契約

本事業に主として従事する甲の従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、甲が乙に承継させない必要があると判断した甲の従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務は除く。

5 許認可等

甲が本効力発生日までに本事業に関して保有している一切の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継が可能なもの。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際し、普通株式5,000株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に対して割当交付します。

承継会社は、当社の100%子会社であり、本吸収分割に際し、承継会社が発行する全ての株式が当社に割当交付されるため、相当であると判断いたしました。

② 資本金及び準備金の額に関する事項

承継会社が本吸収分割に際して増加させる資本金及び資本準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断いたしました。

資本金	資本準備金
50,000千円	0円

(2) 承継会社における最終事業年度に係る計算書類等

承継会社の第1期事業年度は、会社設立の日である2023年4月6日から2024年3月31日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度は終了していませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成していません。なお、承継会社の成立の日の貸借対照表は、次のとおりです。

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 現預金	40,000千円	(純資産の部) 資本金	40,000千円
資産合計	40,000千円	負債・純資産合計	40,000千円

(3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項 該当事項はありません。

1. 提案の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2023年10月1日（予定）を効力発生日として、当社が営むソフトウェアテスト事業（教育研修に係る事業及びグループ全般の運営管理事業を除く）を吸収分割の方法により100%子会社に承継させ、当社は持株会社となります。

つきましては、持株会社への組織変更に伴い、商号の変更および事業目的の変更を行うものであります。

また、当該変更は、本吸収分割の効力が発生することを条件として、2023年10月1日にその効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うことを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1条の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり条文を変更し、それに伴い、市場取引等による自己株式の取得については取締役会決議に基づき可能となることから、現行定款第7条を削除するものであります。併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

なお、本議案における第1条（商号）及び第2条（目的）の変更以外の定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当会社は、 <u>バルテス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>VALTES CO.,LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、 <u>バルテス・ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>VALTES HOLDINGS CO.,LTD.</u> と表示する。

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (新 設)</p> <p>1 労働者派遣事業 2 有料職業紹介事業 3 コンピュータ、移動体通信機器、家庭用情報処理通信機器及び関連機器の性能・品質等の試験、評価 4 コンピュータ・ソフトウェアの試験、評価、動作検証</p> <p>5 コンピュータシステムを利用した情報ネットワーク及びそのセキュリティに関するコンサルティング、診断、性能評価、監視サービス 6 コンピュータ・ハードウェア及び関連機器の販売 7 コンピュータ技術者育成のための教育・研修並びにコンサルタント業務</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>8 コンピュータによるデータ入力業務 9 ホームページの制作、保守、管理業務 10 インターネットに関するマーケティング業務並びにコンサルタント業務 11 市場調査、広告及び宣伝に関する業務 12 国際標準化規格並びに日本工業規格の定める品質保証システム認証取得の支援並びにコンサルタント業務</p>	<p>(目的) 第2条 当社の目的は、次のとおりとする。 1 次に掲げる事業を営むことを目的とする会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) (現行どおり)</p> <p>(8) 本項第3号及至第6号に関する技術習得の為の研修の企画、実施、運営 (9) 各種資格試験、技術習得のための教室及び講座の運営 (10) 各種資格試験、技術習得のための試験の企画、実施 (11) (現行どおり) (12) (現行どおり) (13) (現行どおり) (14) (現行どおり) (15) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p><u>13</u> コンピュータ操作方法の教育</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>14</u> 経営指導のための企業管理、経営受託</p> <p><u>15</u> 古物の売買及びその仲介</p> <p>(新 設)</p> <p><u>16</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(16)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(17)</u> 著作権、特許権等の産業財産権、その他知的財産権等の売買、使用・利用許諾</p> <p><u>(18)</u> 有価証券及び金銭債権の取得、保有、管理及び処分</p> <p><u>(19)</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(20)</u> 企業への融資・投資事業</p> <p><u>(21)</u> (現行どおり)</p> <p><u>2</u> 前項各号に掲げる事業</p> <p><u>3</u> 次の業務に関するシェアードサービスの子会社及び関連会社に提供する事業</p> <p><u>(1)</u> 経営の企画・立案業務</p> <p><u>(2)</u> Web上におけるブランドの構築及び保守運営業務</p> <p><u>(3)</u> 知名度向上を目的とした業務</p> <p><u>(4)</u> 経理、財務、人事、法務、税務、労務、コンプライアンス、内部統制、資産管理に関する支援業務</p> <p><u>(5)</u> 人材の職業適性能力の開発のための教育研修業務</p> <p><u>(6)</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p><u>4</u> 前各項に付帯関連する一切の事業</p>
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p><u>3 監査役会</u></p> <p>4 会計監査人</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p><u>3</u> 会計監査人</p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現行定款	変更案
<p>第5条～第6条（条文省略）</p> <p><u>（自己の株式の取得）</u> 第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>（単元株式数） 第8条（条文省略）</p> <p>（単元未満株主の権利制限） 第9条（条文省略） （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>（株主名簿管理人） 第10条（条文省略） 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3（条文省略）</p> <p>（株式取扱規則） 第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>（基準日） 第12条（条文省略）</p>	<p>第5条～第6条（現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>（単元株式数） 第7条（現行どおり）</p> <p>（単元未満株主の権利制限） 第8条（現行どおり） （3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>（株主名簿管理人） 第9条（現行どおり） 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</p> <p>3（現行どおり）</p> <p>（株式取扱規則） 第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</p> <p>（基準日） 第11条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、<u>取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者として<u>することができる</u>。</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、9名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第19条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (条文省略)</p>	<p>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議等の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議等の省略) 第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会議事録) 第26条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会議事録) 第26条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="163 160 456 187">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p data-bbox="178 232 254 260"><u>(員数)</u></p> <p data-bbox="163 269 653 296">第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p data-bbox="178 341 420 368"><u>(選任及び解任の方法)</u></p> <p data-bbox="163 378 768 511">第31条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う</p> <p data-bbox="163 556 774 689">2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p data-bbox="178 734 254 762"><u>(任期)</u></p> <p data-bbox="163 771 774 867">第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="163 913 774 976">2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="178 1055 344 1082"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p data-bbox="163 1091 759 1155">第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p data-bbox="178 1200 420 1227"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="163 1236 774 1333">第34条 監査役会の招集は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p data-bbox="796 160 1031 187">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="1040 232 1161 260">(削 除)</p> <p data-bbox="1040 341 1161 368">(削 除)</p> <p data-bbox="1040 734 1161 762">(削 除)</p> <p data-bbox="811 1055 1025 1082"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p data-bbox="796 1091 1409 1155">第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p data-bbox="811 1200 1100 1227"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="796 1236 1394 1333">第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(監査役会の決議の方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会議事録) <u>第36条 監査役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> <u>第38条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会議事録) <u>第33条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程) <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="163 160 489 187"><u>第40条～第41条</u>（条文省略）</p> <p data-bbox="178 232 417 260">（会計監査人の報酬等）</p> <p data-bbox="163 269 759 329"><u>第42条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="178 374 299 402">（事業年度）</p> <p data-bbox="163 411 384 438"><u>第43条</u>（条文省略）</p> <p data-bbox="178 483 329 511">（<u>期末配当金</u>）</p> <p data-bbox="163 520 774 689"><u>第44条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p data-bbox="414 734 529 762">（新 設）</p>	<p data-bbox="796 160 1143 187"><u>第35条～第36条</u>（現行どおり）</p> <p data-bbox="811 232 1050 260">（会計監査人の報酬等）</p> <p data-bbox="796 269 1392 329"><u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="811 374 932 402">（事業年度）</p> <p data-bbox="796 411 1040 438"><u>第38条</u>（現行どおり）</p> <p data-bbox="1043 483 1158 511">（削 除）</p> <p data-bbox="811 734 1002 762">（<u>剰余金の配当等</u>）</p> <p data-bbox="796 771 1392 867"><u>第39条</u> 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="796 876 1407 1010">2 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（「<u>期末配当</u>」といい、配当される金銭を以下「<u>期末配当金</u>」という。）を行うことができる。</p> <p data-bbox="796 1019 1407 1152">3 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（「<u>中間配当</u>」といい、配当される金銭を以下「<u>中間配当金</u>」という。）を行うことができる。</p> <p data-bbox="796 1161 1407 1224">4 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(中間配当金)</u> 第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第46条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、第19期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 第19期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p> <p><u>(第1条及び第2条に関する経過措置)</u> 第2条 第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、2023年6月23日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2023年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は前記の効力発生日をもってこれを削除するものとする。</p>

第3号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力の発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案における「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	たなか しんじ 田中 真史	代表取締役社長	再任
2	にしむら ゆういち 西村 祐一	取締役	再任
3	あかい ゆうき 赤井 祐記		新任 社外 独立
4	たかの せいじ 高野 誠司		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た な か しん じ
田 中 真 史

再任

生年月日

1962年3月20日

所有する当社の株式数

3,190,600株

在任年数

19年

取締役会出席状況

19/19回

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年4月 ワールドビジネスセンター株式会社 入社
1985年4月 テクノメディアコンプレックス株式会社 入社
1987年4月 グラフィティシステムズ株式会社 取締役
1990年3月 ウィズソフト株式会社 設立 代表取締役
1995年11月 アーティスト株式会社 設立 代表取締役
1999年11月 アプコム株式会社 設立 代表取締役
2004年4月 当社 設立 代表取締役社長(現任)
2012年10月 バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 設立 代表取締役社長
2014年2月 VALTES Advanced Technology, Inc. 設立 President
2020年5月 VALTES Advanced Technology, Inc. Director
2020年8月 株式会社アール・エス・アール 取締役(現任)
2021年4月 バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 代表取締役会長(現任)
2022年4月 株式会社ミント 代表取締役社長(現任)
2023年4月 株式会社シンフォー 取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社アール・エス・アール 取締役
バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 代表取締役会長
株式会社ミント 代表取締役社長
株式会社シンフォー 取締役

取締役候補者とした理由

田中真史氏は、2004年当社の創業以来、強いリーダーシップを発揮して、当社経営の指揮・統括を行っております。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

2

にしむら ゆういち
西村 祐一

再任

生年月日

1978年12月30日

所有する当社の株式数

99,343株

在任年数

13年

取締役会出席状況

19/19回

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年4月 株式会社新阪急ホテル(現 株式会社阪急阪神ホテルズ) 入社
2004年12月 アデコ株式会社 入社
2006年2月 当社 入社
2008年4月 当社 ソフトウェアテスト部長
2010年10月 当社 取締役(現任)
2014年2月 VALTES Advanced Technology, Inc. Director
2014年7月 バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 取締役
2015年11月 VALTES Advanced Technology, Inc. Director 辞任
2018年4月 当社 マーケティング部長
2020年4月 当社 コーポレートブランディング本部長
2020年5月 当社 管理本部長
2020年5月 VALTES Advanced Technology, Inc. Director(現任)
2021年4月 バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 代表取締役社長(現任)
2021年4月 株式会社アール・エス・アール 代表取締役社長(現任)
2022年4月 株式会社ミント 取締役(現任)
2023年4月 株式会社シンフォー 取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

VALTES Advanced Technology, Inc. Director
バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 代表取締役社長
株式会社アール・エス・アール 代表取締役社長
株式会社ミント 取締役
株式会社シンフォー 取締役

取締役候補者とした理由

西村祐一氏は当社入社以来、マーケティングやコーポレートブランディングなど幅広く経験し、2020年以降、経営管理部門の統括責任者や営業に至る広範な業務を担い業績の向上に尽力しております。今後も当社グループの持続的な企業価値向上に資する人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

あか い ゆう き
赤井 祐記

新任

社外

独立

生年月日

1969年10月9日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

【略歴、当社における地位及び担当】

1994年 4 月 大和ハウス工業株式会社 入社
2007年10月 トレンドマイクロ株式会社 入社
2012年 1 月 トレンドマイクロ株式会社 執行役員
2015年 9 月 株式会社セールスフォース・ジャパン 入社 常務執行役員
2019年 2 月 ヴィーナ・エナジー・ジャパン株式会社 入社 最高財務責任者
2022年 8 月 Nauto Japan合同会社 入社 代表執行役員社長（現任）

【重要な兼職の状況】

Nauto Japan合同会社 代表執行役員社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

赤井祐記氏は、グローバルにおける営業及びマーケティングの実績・見識に加え、IT分野における高度な知見を有しております。また、経営管理等に関する高い能力と専門性をもって当社の企業価値向上に寄与することを期待できるため、当社の取締役として適任であると判断し社外取締役候補者いたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

4

たかの
高野 せいじ
誠司

新任

社外

独立

生年月日

1964年5月28日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年4月 株式会社野村総合研究所 入社
2001年4月 株式会社野村総合研究所 特許情報サービス会社設立準備室 室長
2001年7月 NRIサイバーパテント株式会社 入社 代表取締役社長
2021年8月 サイバーパテント株式会社 取締役会長
2022年1月 高野誠司特許事務所 開設（現任）

【重要な兼職の状況】

高野誠司特許事務所 代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高野誠司氏は、株式会社野村総合研究所においてインターネット特許情報サービスを立ち上げ、知的財産に関する経験が豊富で、企業経営者としても幅広い経験、知識等を有しております。今後当社が注力をしていく知的財産の分野において力を発揮いただくこと、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与することを期待できるため、当社の取締役として適任であると判断し社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中真史氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 赤井祐記氏、高野誠司氏は、社外取締役候補者であります。
4. 赤井祐記氏、高野誠司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 赤井祐記氏、高野誠司氏が選任された場合は、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、各候補者が取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第4号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

各監査等委員である取締役候補者は、取締役会において決定したものです。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	あんなか 安中 利彦			新任	社外 独立
2	ふなくし 舟串 信寛	社外監査役		新任	社外 独立
3	よしかわ 吉川 和美	社外監査役		新任	社外 独立

新任 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

あんなか としひこ
安中 利彦

新任

社外

独立

生年月日

1956年9月9日

所有する当社の株式数

一株

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
2008年4月 株式会社三菱UFJ銀行 瓦町支社長
2010年3月 株式会社トクヤマ 入社 法務部長
2016年4月 株式会社トクヤマ 購買・物流担当常務執行役員
2020年4月 トクヤマ海陸運送株式会社 代表取締役会長（現任）
2021年1月 トクヤマ海陸運送株式会社 社長（現任）

【重要な兼職の状況】

トクヤマ海陸運送株式会社 代表取締役会長兼社長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

安中利彦氏は、株式会社三菱UFJ銀行において事業投資や人事、営業を担当され、株式会社トクヤマにおいては会社経営の経験も有しております。また法務を中心にCSR及びコンプライアンスの実務経験を積み、当社のコンプライアンス強化の観点からも助言や提言が期待でき、職務を適正に遂行頂けるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ふな くし のぶ ひろ
舟 串 信 寛

新任

社外

独立

生年月日

1971年9月3日

所有する当社の株式数

一株

監査役在任年数

1年

監査役会出席状況

10/10回

【略歴、当社における地位及び担当】

1999年4月 弁護士登録、戸田・土田法律事務所（現 戸田総合法律事務所） 入所
2000年2月 春木・澤井・井上法律事務所（現東京丸の内法律事務所） 入所
2014年6月 株式会社オープンドア 入社 法務部長
2016年2月 舟串総合法律事務所（後に舟串・森本法律事務所に改称） 開設
2020年3月 株式会社l-ne 社外監査役
2021年9月 法律事務所アルシエン 入所（現任）
2022年3月 株式会社l-ne 社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年6月 当社 社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

法律事務所アルシエン 弁護士
株式会社l-ne 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

舟串信寛氏は、弁護士としての会社法をはじめとした企業法務全般に精通しており、コンプライアンスに関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しております。その知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待でき、職務を適正に遂行頂けると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

よし かわ かず み
吉川 和美

新任

社外

独立

生年月日

1971年8月16日

所有する当社の株式数

一株

監査役在任年数

1年

監査役会出席状況

10/10回

【略歴、当社における地位及び担当】

1995年12月 中央監査法人 入所
1999年 5月 公認会計士登録
2002年 4月 税理士登録
2007年 8月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
2019年12月 株式会社坂ノ途中 入社
2019年12月 吉川和美公認会計士事務所 開設 所長（現任）
2020年 9月 株式会社坂ノ途中 取締役
2022年 6月 当社 社外監査役（現任）
2022年 9月 Ubie株式会社 監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

吉川和美公認会計士事務所 所長
Ubie株式会社 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉川和美氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門知識と豊富な実務経験に基づき、財務の健全性及び正確性の観点から助言や提言が期待でき、職務を適正に遂行頂けるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 安中利彦氏、舟申信寛氏及び吉川和美氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 舟申信寛氏及び吉川和美氏は、当社の業務執行者でない役員（監査役）であります。

4. 当社は、舟申信寛氏、吉川和美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、安中利彦氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

5. 安中利彦氏が選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

6. 当社は、舟申信寛氏、吉川和美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。舟申信寛氏、吉川和美氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、取締役会において決定したものです。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

こ づか たけ のり
小 塚 武 典

生年月日

1973年2月14日

所有する当社の株式数

1,700株

在任年数

9年

監査役会出席状況

13/13回

【略歴、当社における地位及び担当】

1998年7月 マルヨ無線株式会社 入社
1999年9月 稲光誠一税理士事務所 入所
2004年10月 株式会社ジェイエムネット(現 ジェイエムテクノロジー株式会社) 入社
2011年2月 株式会社MACオフィス 入社
2011年10月 当社 入社 管理部マネージャー
2013年10月 当社 経理部長
2014年4月 当社 経営管理部リーダー
2014年6月 当社 常勤監査役(現任)
2020年8月 株式会社アール・エス・アール 監査役(現任)
2021年4月 バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 監査役(現任)
2022年4月 株式会社ミント 監査役(現任)
2023年4月 株式会社シンフォー 監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社アール・エス・アール 監査役
バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 監査役
株式会社ミント 監査役
株式会社シンフォー 監査役

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

小塚武典氏は、入社以来当社の経理部門、経営管理部門に携わり、当社の事業内容や経理に関する豊富な経験及び知識を有しており、それらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小塚武典氏が監査等委員である取締役就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、小塚武典氏が監査等委員である取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

ご参考

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	属性		当社が特に期待する知見・経験							
	地位	独立性 (社外)	企業経営 経営戦略	技術 IT	営業 マーケティング	財務 会計 経理	人事 人事育成 人材開発	リスク管理 企業法務	サステナビ リティ ESG	グローバル
田中 真史	代表取締役		○	○	○					
西村 祐一	取締役		○	○	○		○			
赤井 祐記	社外取締役	○	○	○	○	○	○			○
高野 誠司	社外取締役	○	○	○				○	○	
安中 利彦	社外取締役 (監査等委員)	○	○		○	○	○	○		
舟串 信寛	社外取締役 (監査等委員)	○						○	○	○
吉川 和美	社外取締役 (監査等委員)	○				○			○	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬限度額について2007年6月27日開催の第3期定時株主総会において、月額25百万円以内（年換算額300百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）としてご承認いただき、現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢や、今後ますます社外取締役の責務や期待される役割が増大すること等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分年額300百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とするとともに、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とし、具体的には、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬及び株式報酬により構成することを基本方針といたします。

本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づき、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が承認決議されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものいたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、相当であるものと判断しております。

第2号議案および第4号議案が承認決議されることを条件として、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、当社の取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しており、2020年6月30日開催の第16期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の範囲で、当社の取締役に対して年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社の取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の報酬枠の範囲で、改めて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案の内容は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により決定することを予定しております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも合致するものであり、また、上記の目的や第16期定時株主総会においてご承認いただいた金額を踏まえて、決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

現在の監査等委員会設置会社移行前の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の対象取締役は2名となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年4千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立して

いない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1)対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2)対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響が縮小したものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による原材料・エネルギー価格の高騰や、米国の金融機関破綻に端を発した金融不安によるインフレ拡大や景気後退に対する懸念から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界は、行政によるデジタル化推進やビジネス形態としてリモートワーク、クラウド環境の導入、IoT、AI、5G、メタバースなどのデジタルトランスフォーメーション（DX）に関連するIT投資を積極的に行う企業の増加や、増加するサイバー攻撃に対するセキュリティ需要などにより中長期的には市場規模の拡大が継続するものとみられます。

このような状況の下、当社グループの主力サービスであるソフトウェアテストサービスにおきましては、潜在市場規模が大きくまた参入障壁の高いエンタープライズ系（注1）領域の開拓への注力を継続し、売上規模と利益率の向上に努めております。一方で、顕在化するエンジニア不足に対しては、独自の教育ノウハウによる業界未経験者の早期戦力化、高スキル人材の登用に加え、採用部門の機能強化やビジネスパートナー獲得の活動強化によって人材の確保を図り、採用した人材定着化のため労働環境や報酬、制度の充実も実施しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は9,059,300千円（前期比35.1%増）となりました。増収に伴い、各段階利益は、営業利益970,136千円（同70.1%増）、経常利益982,941千円（同69.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益651,476千円（同57.4%増）となりました。

（注1）エンタープライズ系

企業の業務システムや情報システム、金融機関、病院、鉄道など大規模かつ社会基盤を支える情報システムなどに含まれ、それらの中心となる制御システムの総称

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

[ソフトウェアテストサービス事業]

当事業においては、金融業界を中心としたエンタープライズ系領域の売上高が堅調に推移している他、DX需要を取り込み、Webサービス案件の受注も拡大しました。また、新規大型再構築案件の上流工程・PMO（注2）・QMO（注3）や、大型マイグレーション（注4）案件への参画が増加したことにより、案件の大型化が加速しております。加えて株式会

社ミントを2022年4月より新規連結したことも売上高及びセグメント利益の拡大に貢献しております。その結果、外部顧客に対する売上高は8,205,186千円（前期比36.8%増）となりました。従来は上半期に偏重していた人材採用を通年採用方針に変更した影響による採用費や、東京本社拡張移転及び大阪本社拡張による費用増加はありましたが、増収となったことで、セグメント利益は977,097千円（同72.0%増）となりました。

(注2) PMO (Project Management Office)

組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う部門や構造システム

(注3) QMO (Quality Management Office)

組織内における個々の品質管理の支援を横断的に行う部門や構造システム

(注4) マイグレーション

ソフトウェアやシステム、データなどを別の環境に移動したり、新しい環境に切り替えたりすること

[Web/モバイルアプリ開発サービス事業]

当事業においては、アプリ開発やリバースエンジニアリングサービス（注5）の売上高が増加したことに加え、セキュリティ・脆弱性診断に係る売上高も好調でした。また前年同期に発生し、利益を圧迫した不採算案件への対応として進めた管理体制強化が実を結び、当期の不採算案件発生はありませんでした。その結果、外部顧客に対する売上高は813,778千円（前期比19.0%増）となりました。増収がM&Aの取得関連費用80,500千円を吸収し、セグメント利益は71,636千円（同1.6%増）となりました。

(注5) リバースエンジニアリングサービス

システム操作やソースコードの解説により開発ドキュメント（各種設計書）を作成するサービス

[オフショアサービス事業]

フィリピンでの新型コロナウイルス感染症対策に関しては、ロックダウン後の経済活動の正常化が進んでおり、各社対応を進めております。その中で当事業においては、現地日系企業からの引き合いも増加傾向にあり、外部顧客に対する売上高は40,334千円（前期比62.9%増）となり、セグメント利益は83千円（同99.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、137,355千円であります。

その主なものは、東京本社の拡張移転及び大阪本社の拡張にかかる内装工事にかかるものであります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年 3 月期)	第 17 期 (2021年 3 月期)	第 18 期 (2022年 3 月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売 上 高(千円)	4,875,865	5,262,208	6,707,361	9,059,300
経 常 利 益(千円)	323,046	347,492	580,102	982,941
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	224,138	246,644	413,839	651,476
1 株当たり当期純利益 (円)	33.25	35.65	60.17	95.83
総 資 産(千円)	2,089,992	2,541,485	2,930,833	4,089,100
純 資 産(千円)	1,246,634	1,498,744	1,712,917	2,406,496
1 株当たり純資産 (円)	180.26	215.95	252.85	352.61

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は自己株式を控除した、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年 3 月期)	第 17 期 (2021年 3 月期)	第 18 期 (2022年 3 月期)	第 19 期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売 上 高(千円)	4,435,546	4,805,754	6,022,905	8,048,422
経 常 利 益(千円)	256,089	320,977	531,140	901,513
当 期 純 利 益(千円)	178,102	229,979	385,624	628,526
1 株当たり当期純利益 (円)	26.42	33.24	56.07	92.45
総 資 産(千円)	1,918,568	2,233,318	2,591,865	3,699,043
純 資 産(千円)	1,162,787	1,400,039	1,586,298	2,257,706
1 株当たり純資産 (円)	168.13	201.69	234.16	330.81

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は自己株式を控除した、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する情報サービス業界において、新型コロナウイルス感染症については感染症法上の分類変更などにより、経済活動の正常化が期待されるものの、不安定な世界情勢等によるエネルギー価格や原材料価格の高騰、米国の金融機関破綻に端を発した金融不安の影響等、先行き不透明な状況は継続するものと予想されます。一方で、このような不透明な状況下であるからこそ、生産性の向上を目指して、リモートワーク、クラウド環境の導入、IoT、AI、5G、メタバースなどのDXに関連するIT投資や、企業防衛のためのセキュリティ対策投資を積極化する企業が増加しており、情報サービス業界の市場の成長は底堅く継続するものと認識しております。

このような経営環境の中で、当社グループは今後更なる成長を実現する上で以下の事項を経営課題として重視しております。

①人的資本への投資拡大

当社グループが継続的に企業価値を向上させていくためには人的資本への投資継続が経営上の最重要課題であると認識しております。その拡充のために、リファラル採用制度等の導入による採用活発化、優秀なITエンジニアの積極採用、充実した社内研修メソッドによる未経験人材の早期戦力化、業界別ナレッジの蓄積によるキャリア人材の高スキル化及び外部人材の有効活用といった諸施策を積極的に展開することで、現状のIT人材不足が続く厳しい環境下においても、引き続き高い成長率を維持し事業規模の拡大に努めてまいります。

②エンタープライズ領域拡大

デジタル技術の発展により、旧来の大規模基幹システムが大容量高速通信時代に対応できない等のシステム老朽化問題が発生しており、これに起因するシステム等の切り替えの作業「マイグレーション」の増加によって、特に歴史のある大手企業は多大な負担を強いられております。当社では現状拡大を続けるソフトウェアテスト市場の中でも、これら基幹システムを指す「エンタープライズ系」領域の市場は、特に拡大可能性の高い最重点市場であると認識し、当市場の早期開拓を重要課題ととらえております。この開発拡大のために、経験豊富なハイレイヤーの採用、専門部署の設置、エンタープライズ領域に強い外部企業との取引拡大及び業界固有（特に金融業界）ナレッジの蓄積を押し進め、顧客囲い込みによる参入障壁構築と案件規模の拡大及び利益率の向上を目指してまいります。

③知的財産の拡大

あらゆる要素がデジタル化されていく中で、従前の有形固定資産の設備投資に頼らず、知的財産への投資を通じてビジネスモデルを抜本的に変革し、高い利益率で新たな成長を実現する企業が現れてまいりました。一方で、これら新たなビジネスモデルにより既存ビジネスが破壊される事例（デジタルディスラプション）も増加しております。当社においても、今後これら外部環境の変化に対応しつつ高い利益率を維持するためには、知的財産への投資を拡大することが必須であると認識し、これを欠くことのできない重要課題の一つとして位置付けております。この推進のために、当社が強みとするソフトウェアテストのノウハウ、エンジニア教育のノウハウ及び各業界における固有ナレッジの継続的な積上はもちろん、テスト自動化ツールT-DASH（※1）、クラウド型のセキュリティ対策サービスPrimeWAF（※2）、いつでもどこでも実機テストが出来るAnyTest（※3）、テスト管理ツールQualityTracker（※4）の利用拡大及び各ツール間連携と、自社開発のソフトウェア品質向上のためのプラットフォームQbook（※5）の運営を通じ、顧客及びエンジニアの囲い込みを進め、強固な参入障壁の構築を図ってまいります。

また今後はすでにリリースしたソフトウェアを広く展開し、ストック収入増加による経営の安定化を進める一方で、新規ソフトウェア開発や新技術企業とのアライアンスも積極的に行い、新たな企業価値の創造に努めてまいります。

④M&Aによる拡大と組織強化

加速するIT化、デジタル化の影響により今後も国内ソフトウェアテスト市場は高い成長率を維持するものと見込んでおりますが、それゆえに今後のIT人材の不足傾向も明らかであり、従前のままの拡大戦略を踏襲すれば機会損失のリスクも相応に高まるものと考えております。加えて気候変動リスクや地政学的リスクも近年大きく上昇しております。当社ではこれらのリスクに対応するために、M&Aによる事業ポートフォリオの更なる拡大が必須であると認識し、これを重要課題の一つに位置付けております。

現状当社グループは、「品質向上のトータルサポート企業」をスローガンとして掲げ、ソフトウェアテストサービス事業を提供する当社を中心に「株式会社ミント」、Web/モバイルアプリ開発サービス事業を提供する「バルテス・モバイルテクノロジー株式会社」、「株式会社アール・エス・アール」及びオフショアサービス事業を展開する海外現地法人「VALTES Advanced Technology, Inc.」等、シナジー効果の最大化を目的に、主に既存技術領域にてグループの拡大を続けてまいりました。

今後も引き続きこれら既存技術領域における水平型M&Aを進め、エンジニアの確保とサービスの多面化によって、売上規模の継続的拡大を目指してまいります。その一方で、新規技術領域のM&Aやシード・アーリーステージのベンチャー企業に対しても、従前以上に積極的に投資を行い、多角化型の事業ポートフォリオ構築で、外部環境に対するレジリエンスとダイナミックケイパビリティ（自己変革能力）の向上を目指してまいります。

また今後はM&Aに適した組織体制の確立（グループガバナンスの向上）を推し進め、M&A及びPMIの高速化によってグループの成長加速とガバナンス水準向上による企業価値拡大に努めてまいります。

※1 T-DASH

非エンジニアでも“カンタン”にWebアプリケーションの動作確認を行うことが可能なテスト自動化ツール。

従来のソフトウェアテストの自動化を阻んでいた、メンテナンスコスト・技術的難易度に対し、T-DASHは、コードを書かず、“日本語”で作られたテストケースと、画面を定義することで自動化スクリプトを作成することができ、“回数無制限”でテストを自動実行することが可能なツール。弊社試算で手動テストと比較し、最大50%のコスト削減が可能。

※2 PrimeWAF

当社が展開するクラウド型のセキュリティ対策サービス。

Webサイトを始めたWebアプリケーションに対する様々なサイバー攻撃を可視化、防御ができ、また非常に簡単に導入可能なクラウド型のWAFサービス。初期費用0円、通信量に対する従量制で、定額制に対し無駄なく提供が可能。「WAF（Web Application Firewall）」は、一般的なファイアウォールでは防げないWebアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するセキュリティシステムとして注目されている。

※3 AnyTest

当社が展開するクラウド上でモバイル端末実機を遠隔操作できるサービス。

エミュレーターではなく、実端末を国内のサーバーで管理しており、操作ラグが少なく、ストレスのないスムーズな遠隔操作が出来る。豊富な機種・OSのラインナップを有し、月額5,000円から利用可能。

※4 QualityTracker

当社が展開するクラウドベースでテスト実行時の進捗管理、テストケースの管理が可能になるツール。EVM (Earned Value Management) を採用し、工数=仕事量ベースで管理することにより、各テストの進行状況がリアルタイムで表示され、正確な進捗管理が可能。また、管理者のコスト削減にも大きな効果が期待されるツール。

※5 Qbook

当社が運営するソフトウェア品質向上のためのプラットフォーム。URL <https://www.qbook.jp/> “品質”を意味する「Quality」と、“知識の源”を意味する「book」に由来し、ソフトウェア開発やテストに関わる人に向けて、現場で役立つ情報を発信するWebサイト。日々の知識向上につながるコラム提供やソフトウェア品質の勉強用書籍の検索など、品質のスキルアップや現場の仕事で活用できるコンテンツを掲載。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

(ソフトウェアテストサービス事業)

当事業は当社及び連結子会社である株式会社ミントが運営するソフトウェアテスト、ソフトウェアテストコンサルティング、ソフトウェアテストセミナー等で構成されております。

(Web/モバイルアプリ開発サービス事業)

当事業は連結子会社であるバルテス・モバイルテクノロジー株式会社及び株式会社アール・エス・アールが運営するWebアプリ及びモバイルアプリ開発、Webアプリ・モバイルアプリのセキュリティ診断（脆弱性診断）、システムの開発請負及び開発要員派遣等で構成されております。

(オフショアサービス事業)

当事業は連結子会社であるVALTES Advanced Technology,Inc.が運営する、当社を窓口とした日本企業や在比日系企業に向けたソフトウェアテストサービスとソフトウェア開発サービス等で構成されております。

(6) 主要な事業所及び使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 主要な事業所

(当社)

大阪本社 : 大阪府大阪市
東京本社 : 東京都千代田区
名古屋オフィス : 愛知県名古屋市
福岡オフィス : 福岡県福岡市

(子会社)

バルテス・モバイルテクノロジー株式会社
本社 : 大阪府大阪市
株式会社アール・エス・アール
本社 : 広島県広島市
株式会社ミント
本社 : 東京都千代田区
VALTES Advanced Technology, Inc.
本社 : Makati City, Philippines

② 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

セグメント名	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウェアテストサービス事業	441 (103) 名	60名増 (14名減)
Web / モバイルアプリ 開発サービス事業	81 (25)	10名増 (1名減)
オフショアサービス事業	29 (-)	5名増 (増減なし)
報告セグメント計	551 (128)	75名増 (15名減)
全社 (共通)	89 (21)	19名増 (1名減)
合計	640 (149)	94名増 (16名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、平均臨時雇用人員を()外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属している者であります。

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
520 (123) 名	70名増 (15名減)	33.7歳	3.7年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、平均臨時雇用人員を()外数で記載しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
バルテス・モバイルテクノロジー株式会社	50,000千円	100.0%	モバイルデバイス向けアプリケーション開発 セキュリティ診断
株式会社アール・エス・アール	10,000千円	100.0%	コンピュータソフトウェアの開発及び販売 システムの開発請負 開発要員派遣
株式会社ミント	11,000千円	100.0%	基幹システム開発・保守 中小企業向けシステムコンサルティング
VALTES Advanced Technology, Inc.	10,000千ペソ	98.6%	ソフトウェアテスト及びモバイルデバイス向けアプリケーション開発

(8) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社広島銀行	60,020
RIZAL COMMERCIAL BANKING CORPORATION (Philippines)	45,000
株式会社三菱UFJ銀行	40,000
株式会社三井住友銀行	20,000
株式会社日本政策金融公庫	4,727

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 28,600,000株
- ② 発行済株式の総数 7,150,000株 (うち自己株式325,146株)
- ③ 株主数 2,656名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
田中真史	3,190,600株	46.75%
バルテス社員持株会	462,100株	6.77%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	264,700株	3.88%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	200,400株	2.94%
株式会社SBI証券	126,000株	1.85%
大蘭雅嗣	121,721株	1.78%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCOUNTS M I L M F E	121,500株	1.78%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	113,500株	1.66%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	101,700株	1.49%
西村祐一	99,343株	1.46%

(注) 1. 自己株式325,146株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	2,356	4

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3) ②取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2016年11月14日
新株予約権の数		50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり7,700円 (1株当たり77円)
権利行使期間		2020年11月15日から 2024年11月14日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1人
	社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1人
	監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1人

(注) 行使の条件

- 1 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 2 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- 3 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	田 中 真 史	バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 代表取締役 会長 株式会社アール・エス・アール 取締役 株式会社ミント 代表取締役社長
取 締 役	西 村 祐 一	バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 代表取締役 社長 株式会社アール・エス・アール 代表取締役社長 株式会社ミント 取締役 VALTES Advanced Technology, Inc. Director
取 締 役	大 園 雅 嗣	
取 締 役	佐 藤 彰 美	VALTES Advanced Technology, Inc. Director
取 締 役	角 田 誠	VALTES Advanced Technology, Inc. President
取 締 役	森 勇 作	株式会社エバーグリーンエジュケーション 代表取締役 社長
常 勤 監 査 役	小 塚 武 典	バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 監査役 株式会社アール・エス・アール 監査役 株式会社ミント 監査役
監 査 役	舟 串 信 寛	法律事務所アルシエン 弁護士 株式会社 l - n e 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	吉 川 和 美	吉川和美公認会計士事務所 所長 Ubic株式会社 監査役

- (注) 1. 代表取締役社長 田中真史氏は、2023年4月6日付で、株式会社シンフォー 取締役に就任しております。
2. 取締役 西村祐一氏は、2023年4月6日付で、株式会社シンフォー 取締役に就任しております。
3. 監査役 小塚武典氏は、2023年4月6日付で、株式会社シンフォー 監査役に就任しております。
4. 取締役 森 勇作氏は社外取締役であります。なお、同氏につきましては東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役 舟串信寛氏及び吉川和美氏は、社外監査役であります。なお、両氏につきましては、東京証券取引所に対し、いずれも独立役員として届け出ております。
6. 監査役 舟串信寛氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 吉川和美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 当社と社外取締役 森 勇作氏、社外監査役 舟申信寛氏及び吉川和美氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。当該保険の被保険者は、当社の取締役、監査役及び子会社役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	報 酬 等 の 総 額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭等報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	86,712 (2,760)	82,710 (2,760)	－ (－)	4,002 (－)	6 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,230 (4,950)	13,230 (4,950)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	99,942 (7,710)	95,940 (7,710)	－ (－)	4,002 (－)	11 (5)

- (注) 1. 上表には、2022年6月27日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は2007年6月27日に開催の第3期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち社外取締役は対象外）であります。また、当該報酬限度額の範囲内で2020年6月30日に開催の第16期定時株主総会において、株式報酬の額として年額30,000千円以内、株式数の上限を年40千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（社外取締役1名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は2014年3月27日に開催の臨時株主総会において年額14,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。
4. 上記基本報酬の額には、確定拠出年金の掛金を含んでおります。
5. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。なお、このうち3,002千円は翌事業年度以降に費用計上される見込みであります。
6. 取締役会は、代表取締役田中真史に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各役員の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③ 社外役員に関する事項

イ 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 森 勇作氏は、株式会社エバーグリーンエジュケーションの代表取締役社長ですが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役 舟串信寛氏は、法律事務所アルシエンの弁護士、株式会社I - n eの社外取締役（監査等委員）ですが、当該各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役 吉川和美氏は、吉川和美公認会計士事務所の所長、Ubie株式会社の監査役ですが、当該各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	森 勇 作	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、教育指導者としての長年にわたる経験と知見及び一般株主の利益保護を踏まえた観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、助言を行っております。
監 査 役	舟 串 信 寛	2022年6月27日就任以降に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、弁護士としての法務全般に関する知識・見地から発言を行っております。
監 査 役	吉 川 和 美	2022年6月27日就任以降に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する知識・見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬780千円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
 (注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、記載比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,894,104</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,648,930</b> |
| 現金及び預金                 | 1,535,447        | 買掛金                    | 310,107          |
| 売掛金                    | 1,119,589        | 短期借入金                  | 115,000          |
| 契約資産                   | 88,699           | 1年内返済予定の長期借入金          | 21,948           |
| 電子記録債権                 | 7,003            | 未払金                    | 556,967          |
| その他                    | 143,364          | 契約負債                   | 5,494            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,194,995</b> | 未払法人税等                 | 255,876          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>185,212</b>   | 未払消費税等                 | 145,567          |
| 建物附属設備                 | 158,019          | 賞与引当金                  | 175,550          |
| 減価償却累計額                | △24,579          | その他                    | 62,418           |
| 建物附属設備(純額)             | 133,440          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>33,673</b>    |
| 工具、器具及び備品              | 130,525          | 長期借入金                  | 32,799           |
| 減価償却累計額                | △81,505          | 退職給付に係る負債              | 72               |
| 工具、器具及び備品(純額)          | 49,019           | その他                    | 802              |
| リース資産                  | 17,959           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,682,603</b> |
| 減価償却累計額                | △15,206          | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |                  |
| リース資産(純額)              | 2,752            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,407,687</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>451,476</b>   | 資本金                    | 90,000           |
| のれん                    | 350,142          | 資本剰余金                  | 775,589          |
| ソフトウェア                 | 101,326          | 利益剰余金                  | 1,719,472        |
| その他                    | 7                | 自己株式                   | △177,373         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>558,306</b>   | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>△1,191</b>    |
| 投資有価証券                 | 192,000          | 為替換算調整勘定               | △1,191           |
| 差入保証金                  | 169,727          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,406,496</b> |
| 繰延税金資産                 | 178,743          | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,089,100</b> |
| その他                    | 17,836           |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,089,100</b> |                        |                  |

## 連結損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 9,059,300 |
| 売上原価            | 6,356,134 |
| 売上総利益           | 2,703,165 |
| 販売費及び一般管理費      | 1,733,028 |
| 営業利益            | 970,136   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息及び配当金       | 21        |
| 助成金収入           | 10,476    |
| 為替差益            | 2,807     |
| その他             | 1,372     |
| 合計              | 14,677    |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 1,564     |
| 支払保証料           | 308       |
| 合計              | 1,872     |
| 経常利益            | 982,941   |
| 特別損失            |           |
| 固定資産除却損         | 1,092     |
| 税金等調整前当期純利益     | 981,848   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 348,162   |
| 法人税等調整額         | △17,790   |
| 当期純利益           | 651,476   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 651,476   |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,431,271</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,426,119</b> |
| 現金及び預金             | 1,186,942        | 買掛金                    | 287,057          |
| 売掛金                | 984,032          | 短期借入金                  | 70,000           |
| 契約資産               | 29,655           | 未払金                    | 525,400          |
| 電子記録債権             | 7,003            | 未払費用                   | 40,514           |
| 前払費用               | 100,070          | 未払法人税等                 | 207,283          |
| その他                | 123,567          | 契約負債                   | 5,219            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,267,771</b> | 未払消費税等                 | 122,935          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>182,029</b>   | 預り金                    | 9,570            |
| 建物附属設備             | 155,503          | 賞与引当金                  | 155,216          |
| 減価償却累計額            | △24,495          | リース債務                  | 2,921            |
| 建物附属設備(純額)         | 131,008          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>15,217</b>    |
| 工具、器具及び備品          | 122,451          | 退職給付引当金                | 72               |
| 減価償却累計額            | △74,181          | 債務保証損失引当金              | 15,057           |
| 工具、器具及び備品(純額)      | 48,269           | リース債務                  | 87               |
| リース資産              | 17,959           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,441,336</b> |
| 減価償却累計額            | △15,206          | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |                  |
| リース資産(純額)          | 2,752            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,257,706</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>115,286</b>   | 資本金                    | 90,000           |
| ソフトウェア             | 115,279          | 資本剰余金                  | 775,589          |
| その他                | 7                | 資本準備金                  | 265              |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>970,454</b>   | その他資本剰余金               | 775,323          |
| 投資有価証券             | 100,000          | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>1,569,490</b> |
| 関係会社株式             | 526,509          | 利益準備金                  | 590              |
| 出資金                | 50               | その他利益剰余金               | 1,568,900        |
| 長期前払費用             | 15,166           | 繰越利益剰余金                | 1,568,900        |
| 繰延税金資産             | 160,251          | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△177,373</b>  |
| 差入保証金              | 168,477          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,257,706</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>3,699,043</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>3,699,043</b> |

## 損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 8,048,422 |
| 売上原価         | 5,668,001 |
| 売上総利益        | 2,380,420 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,556,588 |
| 営業利益         | 823,831   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息及び配当金    | 9         |
| 受取手数料        | 62,836    |
| 受取賃貸料        | 11,480    |
| その他          | 6,206     |
| 合計           | 80,532    |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 418       |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 2,432     |
| 合計           | 2,851     |
| 経常利益         | 901,513   |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 1,092     |
| 合計           | 1,092     |
| 税引前当期純利益     | 900,420   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 289,392   |
| 法人税等調整額      | △17,498   |
| 当期純利益        | 628,526   |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

バルテス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大 阪 事 務 所

|                         |       |         |
|-------------------------|-------|---------|
| 指定有限責任<br>社 員           | 公認会計士 | 西 田 順 一 |
| 業務執行社員<br>指定有限責任<br>社 員 | 公認会計士 | 福 島 康 生 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、バルテス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バルテス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

バルテス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 福島 康生  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バルテス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準

拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、インターネット等を経由した手段も活用しながら、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

バルテス株式会社 監査役会

常勤監査役 小 塚 武 典 ㊟

社外監査役 舟 串 信 寛 ㊟

社外監査役 吉 川 和 美 ㊟

# 株主総会会場ご案内図



会場

大阪府大阪市中央区平野町四丁目2番3号  
オービック御堂筋ビル2階  
オービックホール



交通のご案内

大阪メトロ  
御堂筋線

「淀屋橋」駅 徒歩 3分

大阪メトロ  
御堂筋線・中央線

「本町」駅 徒歩 4分

京阪電車  
京阪本線

「淀屋橋」駅 徒歩 7分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。